

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

刑事訴訟法における再審制度は、えん罪被害者の救済を目的としており、重要な制度である。

しかし、刑事訴訟法第四編「再審」における再審請求手続の審理の在り方に関する規定が不十分なため、その手続が裁判所の広範な裁量に委ねられ、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているとの指摘がある。

なかでも、再審における証拠開示の問題は重要である。過去のえん罪事件においては、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための要因となったものも少なくない。しかし、現行法には、再審請求手続においてその証拠を開示させる明文規定が存在せず、裁判官や検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じている。

法務省においても、刑事訴訟法の再審規定見直しに向けて、再審請求審における証拠開示の在り方、再審請求審の規定の在り方、不服申し立ての在り方等の論点について、協議を進め、法制審議会への諮問を決定したところである。

よって、国会及び関係行政庁に対し、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
法 務 大 臣
内閣官房長官